

令和5年第3回五霞町議会定例会会議録

令和5年9月12日（火曜日）午前10時開議

議 事 日 程（第2号）

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

第 3 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 猿 橋 正 男 君

2 番 小野寺 宗一郎 君

3 番 黛 丈 夫 君

4 番 山 本 芳 秀 君

5 番 植 竹 美智雄 君

6 番 新 井 庫 君

7 番 伊 藤 正 子 君

8 番 宇 野 進 一 君

9 番 鈴 木 喜一郎 君

10 番 樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 知 久 清 志 君

副 町 長 田 神 文 明 君

教 育 長 森 田 恵美子 君

総 務 課 長 鳩 貝 浩 之 君

まちづくり
戦 略 課 長 古 郡 健 司 君

会計管理者兼
町民税務課長 山 下 仁 司 君

健康福祉課長 荒 井 富美子 君

生活安全課長 曾 根 正 明 君

都市建設課長 大 橋 勝 君

産業課長兼
農業委員会
事務局 長 笈 沼 光 行 君

上下水道課長 園 田 和 則 君

教 育 次 長 猪 瀬 英 子 君

連絡員として入場を許可した者

町民税務課 主幹	金子弘光君	健康福祉課 主幹	田口美恵子君
健康福祉課 主幹	山田浩君	都市建設課 主幹	大島弘之君
教育委員会 事務局主幹	篠崎憲一君		

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主事	松田直人君
----------------	-------

事務局職員出席者

事務局長	松村聖市	書記	田中孝平
		書記	伊藤弘美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は全員出席の10人であります。
会議は成立いたします。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第1、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、配付しております資料のとおりとなります。
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。
本日の本会議における一般質問は、役場庁舎内で映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので御報告いたします。また、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

◎一般質問

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第2、一般質問となります。
ただいまから町政に対する一般質問を行います。発言の通告を受けた者は、お手元へ配付した通告一覧表のとおりです。順序に従い発言を許可します。
なお、質問時間は申し合わせにより、議長の発言許可より答弁を含め60分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。
最初の質問者である新井議員は発言席へ移動願います。

〔6番 新井 庫君 発言席へ移動〕

◇ 新 井 庫 君

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、6番 新井 庫君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後、発言席へ戻り答弁をお聞きください。

6番、新井 庫君。

〔6番 新井 庫君 登壇〕

○6番（新井 庫君）改めまして、おはようございます。

6番議員の新井でございます。

傍聴人の皆様には、早朝よりお越しいただきありがとうございます。

9月に入っても、毎日、暑い日が続いておりますが、体には十分注意していただきたいと思います。

また、先週の金曜日には台風13号が近づき、町に被害はなかったと思いますが、県内の鹿行、県南、県北など11市町村、特に日立市、高萩市、北茨城市は、河川の氾濫等による浸水や道路の冠水があり、大きな被害があり、お見舞いを申し上げたいと思います。

本題に入る前にですね、知久町長におかれましては、町長に就任され4か月がたち、5か月目に入りました。これまでの行政運営に対し、感謝申し上げます。

私は、道路と通学路につきまして2項目5点について質問したいと思います。

1項目めは、町内の主要幹線道路の国道、県道、町道についてです。

その1点目として、町のほぼ中央を縦貫していて、首都圏の生活・文化・経済を支える大動脈として役割を担う新4号国道及び首都圏中央連絡自動車道、圏央道でございますが、このことを質問したいと思います。

最初に、新4号国道について質問いたします。

現在、6車線化に向け、立体化の工事が進められていますが、いつ完成し、6車線での供用開始はいつ頃になるのかお聞きします。

また、圏央道につきましては、現在、4車線化に向けての工事が進められております。国で発表している幸手インターから五霞インターまでが令和6年度、五霞インターから境古河インターまでが令和7年度～8年度となっておりますが、予定どおり進んでいるのか、お聞きいたします。この道路につきましては、災害時には特に重要な役割を担っておりますので、早急に整備をお願いしたいと思います。

2点目は、県道2路線についてです。

1点目の国道に連携するように、県道西関宿栗橋線と幸手境線の2路線が町の東西南北方向を横断し、これらの県道によって町の都市構造の骨格を構成している県道2路線についてお聞きします。

最初に、西関宿栗橋線の江川本村地区です。ここは狭隘であり、死亡事故等も発生しております。以前に、県のどのような方か分りませんが、現地に入り聞き取り調査の方が来たとやっている方がいました。その方に問われたのですが、どのようになっていますか。拡張を

進めていくのですか。伺いたいと思います。

また、小福田西谷地区は、一部歩道工事が完成しておりますが、その先はどうなっておりますか。そのほか、計画している箇所がありますか。お聞きしたいと思います。

次に、幸手境線についてです。

元栗橋浮戸地区の旧県道との交差点の改良工事です。現在、変電所地先で何の工事が分かりませんが、始まっているようですが、どのようになっていますか。買収については、いつ頃契約され、いつ頃から工事に入り、いつ頃完成するのかお聞きします。

3点目は、町道についてです。

旧県道幸手境線の元栗橋土与部地先の中川に架かる上船渡橋の改修工事です。確か、この橋は60年以上が経過し、老朽化しています。また、橋の幅が狭く、通勤・通学に自転車等を利用される方が危険にさらされています。この橋の改修は、中川改修工事に併せて架け替えると聞いておりますが、いつ頃から着手されるのですか。また、完成見込みはいつ頃ですか。お聞きしたいと思います。

次に、都市計画道路の町道7号線元栗橋地内の整備計画についてです。

この路線は、都市計画決定から約50年が経過しています。これまで、町としていろいろ進められてきたことは理解できますけれども、いまだに見えた進捗がありません。この道路については、今まで同僚議員が一般質問をしております。以前の執行部の答弁では、インターチェンジ周辺開発に関係の町道5号線が完成したら、令和4年度から始められるとあったと記憶しております。それから、1年がたちました。どのようになっていますか。この路線については、計画から今までの実施してきた内容と今後の見通しについて答弁していただきたいと思います。

2項目めは、児童・生徒の通学路についてです。

1点目は、通学路の安全点検はどのようにしていますか。各関係者により以前から実施していたことは知っていますが、どのようにやっていますか。会議のメンバー、会議の時期、現場の検分時期、危険箇所等についてお聞きします。

2点目は、東西小学校が来年4月から統合され、五霞小学校となり、特に東小学校に通っていた児童の安全確保はされるのですか。小福田西谷地区、江川土塔地区の児童・生徒など、国道4号線のアンダーパスを通るとなると、朝、通学時間などは車の通りが激しく、また、狭く、そして、暗く、防犯上も危険だと思います。防犯カメラ設置などは考えておりますか。どのようになっているのかお聞きします。

以上、2項目5点について質問をいたします。

答弁は、項目ごと1点ずつお願いします。

答弁の内容によっては、再質問しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）1項目め1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）それでは、1項目め1点目、新4号国道、それから圏央道の

現状について御答弁のほうを申し上げさせていただきます。

まず、新4号国道春日部古河バイパスでございます。

本路線は、埼玉県春日部市下柳から本町を経由し、茨城県古河市柳橋までの区間となっております。道路延長21.5キロメートル、道路幅員38.5メートルで、昭和48年9月27日に都市計画決定がなされた路線でございます。なお、本町の区間延長は5.97キロメートルとなっております。

整備の進捗状況でございますが、現在、6車線の立体化工事が順次進められているところでございます。町内につきましては、平成31年度に元栗橋地内 五霞交差点の立体化工事が完了し供用を開始しており、令和4年度には、幸主地内 町道5号線との交差点について下り車線側の立体化が完了し、供用を開始しているところでございます。今年度につきましては、幸主地内 町道5号線との交差点の上り車線側において地盤改良工事、さらには元栗橋地内 消防署前、県道幸手境線の交差点になります。この跨道橋下部工事を予定していると同っているところでございます。なお、整備の完了時期につきましては、相当な時間がかかるものと考えているところでございます。

続きまして、圏央道でございます。

本路線は、平成7年3月23日に都市計画決定がなされた道路で、本町が含まれる区間は、埼玉県の久喜白岡ジャンクションから千葉県の大栄ジャンクションまでとなり、延長92.2キロメートル、幅員25メートルの道路となっております。なお、本町の区間延長につきましては、4.55キロメートルとなっております。

4車線化の整備につきましては、幸手インターチェンジから五霞インターチェンジまでの延長4.2キロメートルが令和6年度の供用開始となっており、五霞インターチェンジから境古河インターチェンジまでの延長6.9キロメートルが令和7年度から令和8年度の供用開始を目指して工事が進められるというところでございます。なお、茨城県全体の4車線化につきましては、境古河インターチェンジから坂東インターチェンジ間が令和5年3月31日に供用開始されており、残りの区間についても令和8年度までに供用開始を目標として整備を進めていると同っているところでございます。また、埼玉県状況につきましては、令和4年度に4車線化が全線完成し、供用開始されているところでございます。

町としましては、今後、各期成同盟会を通じて国への要望活動等を行いながら、整備促進が図られるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）新井 庫君。

○6番（新井 庫君）はい、ありがとうございます。

国の関係でございますけれども、この路線につきましては、同盟会等があると思います。その同盟会をふんだんに使っていただいて、できるだけ早くということをお願いしたいなと思います。

それと、同盟会だけでなく、町のほうでも独自に国のほうに働きかけるということで、

できるだけ早く圏央道については、年度が分かっていますけれども、4号線のほうが相当の時間がかかるということでございますが、できるだけ早く、この路線については宇都宮のほうからずっとやってきて、宇都宮国道事務所の管轄だと思うんですけども、五霞町だけが遅いということで、どうしたのかなというふうに感じる一町民でございますので、よろしくお願いしたいと思います。同盟会をフルに使って、町としてはこれを早くやっていただきたいということで、できるのであれば、また先生を使うとか、そういう必要性もあるかと思うしますので、よろしくお願いしたいと思います。

2点目をお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）2点目、県道路線の現状について御答弁のほうを申し上げます。

まず、県道西関宿栗橋線でございます。

本路線は、延長7,507メートル、幅員が最小4.9メートルで、最大が40.2メートルという幹線道路となっております。

本路線につきましては、江川地内本村地区で狹隘になる箇所があることから、茨城県に対し拡幅要望を行ってきたところでございます。しかしながら、本村地区は住宅が密接しており、現道の拡幅につきましては、町民の方への影響も大きいということ、それから、近隣において次期開発事業が計画されているということから、他の手法も視野に入れながら茨城県と調整を行っていきたいと考えているところでございます。

また、本路線につきましては、令和4年度から小福田地内西谷地区、新4号国道五霞交差点から県道幸手境線との交差点までの区間、延長にして320メートルについて歩道設置が進められております。令和4年度には97.1メートルの整備が完了し、令和5年度に残りの222.9メートルの整備が完了する予定となっております。しかし、小福田地内西谷地区、新4号国道五霞交差点から江川地内の土塔地区、G L P方面に向かいます。においては、いまだ片側歩道のみの区間があるということから、今後、安全確保の観点から茨城県に対して未整備区間の歩道整備を要望していきたいと考えております。

続きまして、幸手境線でございます。

本路線は、延長4,441メートル、幅員が最小で4.6メートル、最大で41.2メートルの幹線道路となっております。

本路線につきましては、令和3年3月に令和橋が開通し、バイパスが供用開始されたことにより、歩行者の安全確保、埼玉県方面への通勤・通学の利便性の向上が図られたところでございます。また、元栗橋地内浮戸地区、変電所付近についてですが、茨城県では、旧県道からバイパス側にメインの道路を切り替えるために交差点改良工事を行う予定となっております。こちらにつきましては、必要な用地の買収が完了したということから、来月から工事に着手し、年度内の完成を目指していると伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）新井 庫君。

○6番（新井 庫君）その中で一つ聞きたいんですけども、今度の幸手境線のところの交差点改良。そこについては、以前からお話が出ていたと思うのですが、信号機はどのようになっているかお答えできますか。

お願いします。

○議長（樋下周一郎君）都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）信号機については、生活安全課とともに茨城県の境警察署のほうへ要望を行っているというところでございます。併せて境工事事務所のほうにもその旨をお伝えして、一緒に要望のほうを行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）新井 庫君。

○6番（新井 庫君）非常にあそこは、信号機が2つ付くということになると、逆にちょっと戸惑うところもあるかと思えますけども、どちらにするかということだけでなく、両方付いていたほうがいいのかというふうに思います。

そして、最初の交差点改良ですから、供用開始した時、今度の新道で、土与部地区でよく事故がありましたけども、そういうことのないようにいろいろな工夫を、信号機が付くことが一番ですけども、付かなかったという場合には、いろいろな工夫等も県のほうとやっていただきたいなと思っております。

それと、県道西関宿栗橋線の江川本村地区につきましては、先ほどの答弁の中では、次期開発事業の計画があるとのことで、茨城県との調整をしていきたいという答弁がありました。このことについては、バイパスのことと思えますけれども、早急に県のほうと調整しながら進めていただければと思っております。一度そういう話もあったんですよ。前にね。これは山王のほうを通すというようなこともあったんですけども、それは強化堤防との関係があって、もうできなかったこととございますけれども、今度の開発事業のほうでやっていく。何とかできればなと思っているところでございますので、よろしく願いしたいと思えます。

それと、小福田地内の西谷地区の歩道設置工事についても、令和5年度中に完了予定と答弁がありましたけれども、よろしく願いしたいと。

それと、その先のG L Pの会社にかけての片側歩道を安全確保の観点からということで、両側歩道の整備を県に要望をしていくと答弁がありました。このことにつきましても、県に対し、強い働きかけをお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。以前にはですね、境工事事務所管内の市町が寄って、そういう要望活動みたいなことをやったんですよ。今現在、そのようなことは、コロナの関係もあったかどうか知りませんが、行われていないということとございますが、これは独自に町のほうとして県のほうに強い働きかけをお願いしたいと思っております。

次をお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）3点目、町道について御答弁申し上げます。

まず、町道 2237 号線でございます。旧県道幸手境線でございます。これらの上船渡橋の架け替えになります。

上船渡橋は、中川改修事業に伴い、埼玉県杉戸県土整備事務所が整備を行う予定となっております。現在の橋梁は、延長 42.1 メートル、幅員 6.7 メートル、車道幅員が 6 メートルというものになってございます。

新たな橋梁につきましては、延長 89.1 メートルとなります。幅員につきましては、杉戸県土整備事務所に対し、幸手市とともに歩道整備を含めた拡幅要望を行ってまいりました。

しかしながら、原則、機能補償による橋梁整備であるということから、歩道整備は難しいものの、車道幅員の拡幅であれば可能性があるとの見解が示されたことから、交渉した結果、自転車等の通行も十分可能な路肩幅員 1 メートルを含む幅員 8.7 メートル、車道幅員 6.5 メートルで整備されることになったところでございます。

また、現橋梁は、令和 6 年度から通行止めの予定となっており、その間、歩行者、自転車は、新たに設置される仮歩道橋を通行いただき、車両については、令和橋や舟渡橋への迂回をしていただく予定となっております。

工事のスケジュールについてですが、令和 5 年度は道路詳細設計と仮歩道橋設置工事の着手を行う予定になっており、その後、既設橋の撤去を行い、完了後に本体工事に入る予定となっております。なお、新橋の供用開始は、令和 11 年度から 12 年度を予定していると伺っているところでございます。

続きまして、都市計画道路、小手指元栗橋線、町道 7 号線の整備計画でございます。

本路線は、昭和 48 年 9 月 27 日に都市計画決定を受けた延長 2,630 メートル、標準幅員 12 メートルの道路でございます。整備済み区間の延長は 1,270 メートルで、未整備区間の延長は 1,360 メートルでございます。

本路線の事業経過につきましては、平成 25 年度、26 年度に、地権者説明会を実施した後、道路整備に必要な委託業務を進めてまいりました。平成 26 年度に測量業務委託、平成 27 年度に路線測量、土質調査業務委託、平成 28 年度に道路詳細設計業務委託、平成 29 年度に交通量推計業務委託を行っております。

今後、必要な手続として道路修正設計、用地測量、物件調査、不動産鑑定を行い、用地買収、物件補償後に道路改良工事を施工することになります。

本路線につきましては、国の補助事業に該当する事業になりますが、財政支援の手厚い重点路線については、ストック効果を高めるアクセス道路の整備が対象になるため該当にならないことから、補助交付額が厳しいものになると予測されます。そのため、補助交付額に合わせて整備をすると、相当の年数を要するものと想定されます。

本路線は、圏央道をはじめとした町内道路ネットワーク構築のためにも重要な路線であると認識してございます。町の財政状況等を踏まえながら茨城県と調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）新井 庫君。

○6番（新井 庫君）ありがとうございます。

上船渡橋ですね。これについては、非常に老朽化しているというか、目に見えて老朽化というのはちょっと分りませんけども、以前から、10年、15年も前から議会等でも質問がされて、危険だよ、危険だよということで、何が危険なのかというと、自転車等が非常に町外のほうから、その橋を使って五霞の会社に来るということで、非常に危険性があるので早くやっていただきたいという要望がありました。

その後、いろいろと詰めていったわけでございますけども、新橋の令和橋ができたということで、これについては、町道、さらには幸手のほうは市道ということで、幸手と五霞、さらには埼玉県、県土整備事務所のほうとやっていかなくちやならないということできたわけでございますが、埼玉県側につきましては、こちらから埼玉県のほうに、幸手のほうに行くということで、幸手は、それなりの経済効果はいっぱいあるかと思うんですけども、幸手から五霞のほうに入るというのは、その工場に勤めている方のみが自転車で来ているということぐらいで、余り関心がなかったような気がするんですけども、ここに来て、目に見えて着工する時期等も見えてきたということで、大変ありがとうございます。

それと、問題になっていたのは、橋の歩道のことでございますけれども、歩道は付かないけれども、幅員は広がるということで、機能補償というか、そういうことでやっていくということであれば、町の負担もないのかなということで、少しは安堵しているところでございますけども、一番は安全性ということも考えながら、よく県のほうと幸手市のほうとも調整をしながらやっていただければと思います。橋については、恐らく結構相当な高さになるかと思うんですよ。ということになると、その前後ですか、それらのことについてもいろいろと支障というか、いろいろ出てくると思うんですけども、それらについても、町のほうでは調整をしていきながら進めていただければと思っております。

上船渡橋については、以上でございます。

それとですね、問題の町道7号線。これは、元々町の道路ということで、都市計画決定から50年がたっているということで、半世紀がたっていて、ここだけが残っているというような状況でございまして、これについては地元の元栗橋でも、下地区とか仲町、さらには上地区地内の方については、非常に道路を利用するの危険性もあるということで、できるだけ早くそちらのほうに回してもらえないかなと。以前は、現道拡幅なんていうこともありましたけれども、バイパスで整備していくということでも了解を得ているというふうに私は認識しているのですが、そういうことで進めていただければと思っております。

それと、4号線から幸手市内の市道ですか。それを通して舟渡橋のほうへ来る、幸手の市

民ではないと思うんですけども、利用して五霞の工場に来る大型車両、さらには、普通自動車等が通過しているんですよ。そうすると、幸手市内のほうにも、あそこの道路が交通量が激しいとか、道路がそれなりの道路ができているかどうか、路盤構成ですね。そういうのがあるか分かりませんが、非常に心配しているというところもありますので、できるだけ早く着工していただければなと思っております。

これについては、いろいろと先ほど、国のほうの補助に入るのが難しい話はしてありますが、町のほうの単費でも使って、まだこれから調査なんかもあるかと思うので、その辺のところは何とか予算でも付けて、町のほうでできるだけ、やれるところは進めていくということがいいのかなと思っています。

やるよ、やるよと言って、もう10年もたってきちゃってるんですよ。ということになると、何か地元の人たちをだましているようなところも感じられるようになりますので、できるだけ早くやっていただければなと思っております。

3点目については、以上でございます。

最後にですね、ここで町長、新町長 知久さんに町内の道路行政についての考え方を答弁願いたいと思います。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）どうもありがとうございます。

道路行政に、特に幹線道路に関する考え方につきまして総括してお答え申し上げます。

本町の幹線道路網につきましては、首都圏の生活・文化・経済を支える大動脈として役割を担う首都圏中央連絡自動車道及び新4号国道が、町のほぼ中央部を縦貫しており、広域連携軸として位置づけられております。それらと連携するように、県道西関宿栗橋線と県道幸手境線の2本の県道が町の東西南北方向を横断しており、これらの道路によって町の都市構造の骨格が構成されております。そして、幹線道路を補完し、通勤・通学、買い物など、住民の日常生活を支える町道が、町内の主要な拠点や集落を結ぶように計画整備され、町内の道路網が形成されているところでございます。

このように、町内における幹線道路の役割は非常に重要であり、かつ、町の都市構造を計画する上で必要不可欠であると認識しておりますが、先ほど都市建設課長から答弁いたしましたとおり、国道及び県道につきましては、事業推進が図られているものの、完成には時間がかかる見通しでございます。こういった実情を踏まえ、町といたしましては、一日も早い完成に向けて更なる事業推進が図れるよう、これからも各種期成同盟とともに要望するとともに、自らも関係各機関に対し、強く要望活動を行ってまいります。

また、都市計画決定されている町道については、都市連携軸として位置づけられておりますことから、町の財政状況等を踏まえ、役場庁舎建設、上下水道の広域化など他の事業との順位も考慮しながら進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）新井 庫君。

○6番（新井 庫君）ありがとうございます。

町のほうで、今、そういう大きな道路、町道としての大きな道路はやってないんですよ、工事。町道5号線が終わったということです。ですから今度、次は町道7号線だということで、ぜひとも、できるだけ早く実施していただければと思います。

知久町長も、この町道7号線については、本当に私なんかは地元でございますけども、町長は全般的な道路を見ながらということになるかと思いますが、できるだけ早く着工していただけるようお願いをしたいなと思っております。

ありがとうございました。

続きまして、2項目めをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め1点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、2項目1点目、安全点検はどのようにしているかの御質問について御答弁申し上げます。

安全点検は、平成24年に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中学校の通学路において関係機関と連携をした合同点検を開始いたしました。その後、平成26年度に関係機関と協議し、必要な対策内容を取りまとめ、五霞町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。

現在は、このプログラムに基づき、毎年1回、8月から9月にかけて通学路の交通安全確保に係る合同点検会議を実施しているところでございます。会議のメンバーにつきましては、国土交通省宇都宮国道事務所、茨城県境工事事務所、境警察署、各学校の先生及びPTA、PTA連絡協議会代表、そして、町の都市建設課、生活安全課、教育委員会で構成をされています。

点検の方法につきましては、初めに教育委員会から各学校に通学路の危険箇所調査を実施し、提出された調書を取りまとめいたします。その後、学校から提出された写真入りの調書を会議の場で配付し、全員で現地調査を行い、対策を協議しているところでございます。

平成24年度から提出されました危険箇所は、東小学校31件、西小学校39件、中学校14件であり、関係機関で対応をしてきたところでございます。

今後につきましても、児童・生徒の通学の安全が図れるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）新井 庫君。

○6番（新井 庫君）ありがとうございます。

通学路については、皆さんが、子供さんがね、貴重な子供さんと言ったら失礼ですけども、数少ない子供さんを安全に守っていくということで、非常に大事なことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、ちょっと私も気がついてるんですけども、最近、道路、通学路も含んでござ

いますが、民家の垣根の木の枝、さらには、農地の草などが通行に非常に支障をきたしているところが多く見られます。先日の決算特別委員会でも、ある委員から質問がありましたけれども、その時に生活安全課長が、今、ルール作りをしているとのことでした。早急にこれらについてもお願いをしたいと思います。それまでの間、何らかの措置をお願いしたいと考えております。本来であれば、地先の地権者が、それらについてはやっていただけるのが本来であるかと思えますけれども、何らかの事情でできない方もいると思います。それらについても、いい方法と言ったら失礼ですけども、いい方法があれば、お願いをしたいと思います。委員会等では、地元の役員さんなどを使ってとかというお話もありましたので、そういう方法も一つだと思います。理解をいただいて、地元の人にやってもらうというのではなくて、お話を地権者というか、そういう方にお話をしてもらおうということもいいのかと思います。子供を守るんだ、高齢者を守るんだという心構えでやってもらうように働きかけるのも一つかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め2点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。
教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）続きまして、2点目の東西小学校が来年4月から五霞小学校になり、特に東小学校に通っていた児童の安全確保について御答弁を申し上げます。

8月の全員協議会等でお知らせいたしましたとおり、令和6年度五霞小学校統合後の通学路につきましては、各PTA地区委員からの意見を踏まえ、学校統合準備委員会にて検討し、7月27日の教育委員会において決定いたしました。現在の五霞東小学校学区から新たに徒歩による通学となる地区は、小福田、大福田、江川土塔地区、原宿台の一部を除いた地区となります。

8月4日に各学校PTAの地区委員に集まってお話し、新たな通学方法を説明し、現在、通学班、通学路、立哨箇所等の案の作成を依頼しているところでございます。今後、提出された案を準備委員会、地域PTA部会で検討をする予定でございます。

新たな通学路についても、安全確保に努めてまいります。

特に、小福田西谷地区、江川土塔地区につきましては、新4号国道アンダーパスを通るルートとするか、県道西関宿栗橋線の歩道を通るルートとするか、地区としての意見をいただき検討をしております。新4号国道アンダーパスは、現在、中学生も通学路として使用していますことから、防犯カメラ設置等につきましては、小学校の統合に伴い設置ができるよう調整をしております。

2点目につきましては、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）新井 庫君。

○6番（新井 庫君）ありがとうございます。

先ほど、アンダーパスというお話がありましたけれども、そこについては、大分交通量が、朝、7時半頃からかな。1時間程度、大分交通量が多いということで、何らかの措置はでき

ないかということで、私のほうも、町のほうにお話をさせていただいた経緯がございます。
そして、あそこには「車は御遠慮ください」というようなことで看板が立っているんですが、
御遠慮はしないんですよね。ですから、その辺についても国のほうとの調整とかいろいろあ
るかと思いますが、子供の安全ということでやっていただければなと思っております。

そして、アンダーパスの部分については非常に暗いと。昼間でも暗いような状態で、あ
の中に入っていると、何をやっているか分からないような、そういうところがございますので、
もし、そこを通学路として使うのであれば、通学路として使わなくても、あそこに防犯カメ
ラを設置するような措置がいいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

以上で、私の質問は終わりたいと思います。

町長、担当課長には、御答弁大変ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、6番 新井 庫君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分といたします。

休憩中は場内の換気をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番目の質問者である小野寺議員は発言席へ移動願います。

〔2番 小野寺宗一郎 君 発言席へ移動〕

◇ 小野寺 宗一郎 君

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、2番 小野寺宗一郎君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り、答弁をお聞きください。

小野寺宗一郎君。

〔2番 小野寺宗一郎君 登壇〕

○2番（小野寺宗一郎君）皆さん、おはようございます。

2番議員の小野寺宗一郎でございます。

傍聴席の皆様、大変御多忙の中、議会議場までお越しいただきまして誠にありがとうございます。
どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

まず初めに、先週の台風13号の影響により、亡くなられた方、被災されました全ての方々

にお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧を心からお祈りいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

私からの質問は、8月28日に通告いたしましたとおり、所有者不明土地等の現状と今後の取組についてを質問いたします。

近年、全国で登記簿や固定資産台帳といった公簿情報などを基に調査しても、所有者に関する台帳が更新されておらず、所有者を判明できない。また、判明しても、所有者と連絡がつかないと。そういう理由から、いわゆる所有者不明土地が増加し、公共事業や災害時の復旧作業への支障、また、廃棄物の不法投棄による環境衛生の悪化、雑木による近隣世帯への損害や景観の悪化、また、固定資産税等の税収の減少という数々の問題をはらんでおります。

国土交通省の2016年の地籍調査を基にした推計では、全国の私有地の20%が所有者不明であり、その総面積は九州本島の面積を上回る410万ヘクタールに上ると見られ、なおかつ、その増加抑制のための取組を行わなければ、このまま放置すると、2040年には、北海道本島の面積に迫る約720万ヘクタールまでに拡大し、経済的な損失は6兆円にも上ると試算されております。

そのように、全国的にも所有者不明の土地が問題視されておりますが、本町に目を向けましても、空き地に草が生い茂り、空き家の敷地からの雑木等が適正に管理されていない土地を多く見かけます。そういった土地に対して町から所有者に草刈り等を依頼しても、宛先の住所に受取人が居住していないと。そういった理由で返還されてしまう。また、農地についても、耕作放棄地に対して同様に働きかけても同じ結果となり、所有者不明の扱いに苦慮していると伺っております。

自宅の隣や近所に所有者不明土地や建物があることは、環境や防犯の面から住民にとっては不安であろうかと思われます。また、公共事業での用地収用にも支障があり、本町のまちづくりにも影響があると考えられ、いろいろな計画が円滑に進まない可能性もあります。

そこで、この所有者不明土地の現状と対策などについて、次の5点を質問いたします。

1点目といたしまして、本町における所有者不明土地の現状についてお伺いいたします。

どれぐらいの面積、割合、実態把握の方法、また、宅地、農地、雑種地、山林などについて、それぞれの現状をお伺いいたします。また、所有者不明土地等による固定資産税相当額の未納分はどのぐらいあるのか。また、所有者不明の土地の中に法人名義、また外国人名義はあるのかについてもお伺いいたします。

次に、2点目といたしまして、相続登記の現状と課題についてお伺いいたします。

法定相続になったら、まず、どのような手続をするのか。また、現在、適正な登記を促すために、どのような対応を行っているのか。来年4月1日をめどに相続登記を義務化する法案が国会で可決されているが、どのような対応をしていくのか、また今後どのような周知をしていくのかについてもお願いいたします。

次に、3点目といたしまして、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行による本町の対応についてお伺いいたします。

法制化された背景、また、概要についての御説明をお願いします。また、この特別措置法の中の一つにある地域福祉増進事業の創設の考えについても伺いいたします。

次に、4点目といたしまして、相続土地国庫帰属法が施行されたが、その取組について伺いいたします。

本年4月27日に施行されておりますが、その概要と対応はどのようなになるのか。また、相続の際、土地・建物を町へ寄附したいという話を耳にすることがあるが、寄附の受け皿についてのお考えをお伺いいたします。また、この国庫帰属法の申請窓口は法務局となっておりますが、審査の段階で地方公共団体に土地の寄附受入れや地域での有効活用を確保とありますが、その内容についての御説明も伺いいたします。

最後、5点目といたしまして、今後、町としてどのような対策を考えているのか、伺いいたします。

所有者不明の土地を新たに発生させないような取組をどのようにしていくのか。また、法改正で所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能になりましたが、その考えについて伺いいたします。

以上、5点について質問いたします。

時間の都合上、答弁は簡潔に伺いいたします。答弁の内容によっては再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の発言につきましては、降壇して発言席より発言させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔2番 小野寺宗一郎君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め、1点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）1項目め、所有者不明土地等の現状と今後の取組について、本町における所有者不明土地等の現状について御答弁申し上げます。

初めに、所有者不明土地等の面積、割合、実態把握の方法について申し上げます。

まず、所有者不明土地とは、相続登記が済んでおらず、転居時の住所変更登記も未了のため、連絡がつかない土地と定義をされております。町内に所有者不明土地件数は9件、所有者は5名でございます。面積は4,205.44平米、町面積の0.0018%であり、内訳として宅地が2,404.44平米、田が1,801平米でございます。

次に、農地、宅地、雑種地、山林などのそれぞれの現状でございますが、雑種地、山林の不明土地はございません。

次に、固定資産税相当額が未納分はどのくらいあるかについてでございますが、令和4年度固定資産税現年度未納分の2.59%、12万9,945円でございます。

次に、法人、外国人名義についてでございますが、法人名義の土地はございません。登記簿には国籍の記載がないため、登記簿上での判断はできませんが、外国人名義の所有者不明土地は該当がないものと推定されます。

1 点目は以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2 番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

先ほど、全国には 410 万ヘクタール、所有者不明土地があり、これは九州の面積に匹敵するというお話をさせていただきましたが、もう少し分りやすく言いますと、茨城県全体の面積は 60 万ヘクタールと言われておりますので、茨城県の総面積の大体 7 倍近いということで、おおよその想像がつくのではなかろうかと思います。

その面積の割合は、全国土、私有地の 20%に当たるということですので、本町にもある程度は所有者不明土地があるのかなと思っておりましたが、今の答弁ですと、五霞町全体で 9 筆、所有者は僅か 5 人であって、面積の合計が宅地・農地だけですかね。約 4,200 平米で、本町の面積の割合にすると、0.0018%ということですので、想像していたよりも大分少ないんだなと感じております。

また、法人、外国人名義の所有者不明の土地は今のところないということですが、町内を見渡しにしても、外国人が取得している土地、住宅も含めてですが、結構あるように感じております。今後ですね、外国へ帰ったまま帰ってこなくなっちゃったと。そういうことで連絡がつかなくなり、所有者不明土地になってしまうということも考えられますので、今のうちからしっかりとした対策を考えておいてもいいのかなと思いますので、その辺のこともよろしくお願いいたします。

また、本町の所有者不明土地が大分少ないことは分かりましたが、その少ない理由といたしまして、所有者不明土地の定義と言いますか、認定の仕方がどうなのかなと思うところがあります。役場では、所有者名義人が既に死亡していても、名義がそのままになっていても、固定資産税を誰かがきちんと納税していれば問題ないとされておりますが、そういう場合においては、相続人代表者が納税しているということです。

いろいろな事情により相続人が決まらずに共有している土地になるかと思うのですが、そこで、それについて再質問させていただきますが、そのような所有者名義人と納税者が違うという件数、筆数ですか。また、その人数はどのくらいあるのか、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）それでは、1 項目めの 1 点目の本町における所有者不明土地等の現状についての中の再質問で、現所有者と登記名義人が異なるものについてということでございますが、こちら筆数と人数について御答弁申し上げます。

現所有者と登記名義人が異なるものとしましては、土地筆数で 1,299 筆、人数で 294 人でございますが、後述します相続人代表者指定届が提出されておりますことから、これらについては、所有者不明土地には当たりません。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

先ほどの答弁では、所有者不明の土地の固定資産税の未納が僅か5人ということだったので、土地名義人と納税者が違っているというのが1,299件で290人もあるということですので、これは、かなり増えておりますので、これは大変大きな数字だなと感じております。こういった名義人と納税者が違っている土地についても、今後、所有者不明土地になる可能性がある予備軍として捉えておいてもいいのかなと、このように思います。

なぜならば、そのほとんどが、相続の際に遺産分割協議が決まらずに、何人かで共有しているのではないかと推測できますので、これが長期に続きますと、今度はその代表相続人だった人が亡くなってしまった場合に、そのほかの共有者が町外や遠方ですと、所在が分からなくなり、所有者不明になる要因の一つになるのではないかと思いますので、できる限り、これは民事になる部分もあるかと思いますが、相続権がある共有者全員ですね、所在を把握しておく必要もあるのではないかと思いますので、その辺の御検討もよろしく願いいたします。

それでは、1点目はこれで結構ですので、次に2点目をお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて2点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）1項目め2点目、相続登記の状況と課題について御答弁申し上げます。

家族がお亡くなりになられた際には、様々な手続が必要となってまいります。

法定相続人になってからの手続のお尋ねについては、御家族が死亡届を町へ提出された際に、上下水道使用者変更手続、自動車の名義変更手続、年金の未支給年金請求手続など、庁内外の必要とされます手続が横断的に記載されました「死亡届提出後の諸手続について」を渡し、御説明をしております。

次に、適正な登記を促すための対応についてですが、相続登記に関しましても、先ほど述べました死亡届提出後の諸手続についての中に記載されており、法務局での適正な名義変更登記を御案内しております。

しかしながら、相続人の御事情により登記に時間を要する場合がありますので、土地や家屋をお持ちの方に対しましては、相続登記が完了するまでの間の代表者として相続人代表者指定届の提出をお願いしているところでございます。これにより死亡者に課税することなく、相続人代表者に固定資産税納税通知書を送付しております。

次に、来年4月1日からの相続登記申請の義務化の対応でございますが、既に本年4月にお送りした令和5年度固定資産税納税通知書に法務局作成のチラシを同封して周知を始めております。義務化になりますと、正当な理由がなく相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性もありますので、所有者に不利益が生じないようにホームページ、広報紙、チラシの全戸配布等を活用して、引き続き周知をしてまいりたいと考えており

ます。

2点目は以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

本町では、死亡後の手続の案内は丁寧に行われているようですので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

この所有者不明土地になってしまう一番の要因として、相続が挙げられると思います。それは、相続財産の中で不動産の占める割合が多いということが理由の一つになっております。また、遺産分割でも、もめごとの原因になるのも、兄弟の不仲などもありますが、不動産だと言われております。ある記事に載っていたのですが、このもめごとが長く続きますと、相続が、争いが続くと書いて「争続（そうぞく）」というふうになってしまい、行く行くは所有者不明土地になってしまうと。そういうことが書いてありました。まさしくそのとおりだと、私も共感しております。

この相続というのは、大方の人が直面することではありますが、相続登記がなかなか進まないのは五霞町だけの問題ではなく、全国的にも同じような問題が発生していると危惧されております。令和3年の国交省の調査では、所有者不明土地になってしまう要因は、相続登記の未了が62%で、住所変更等の未了が34%だと報告されております。

その背景といたしまして、相続登記は義務でなく、申請しなくても不利益を被ることは少なく、また、都市部への人口流出は、土地に対する権利意識を希薄化させ、さらには登記にはコストもかかるため、価値の低い土地を相続しても、登記すれば、その分の費用が持ち出しになってしまうと。そういった理由から相続自体を余り重く考えていないことが要因だと言われております。

そのようなことを踏まえて、来年4月1日をめどに相続登記が義務化になりますので、所有者不明土地の増加に、ある程度の歯止めにはなるのかなと思いますが、既に存続する所有者不明土地の問題解決には、時間を要するのではなかろうかと思っております。

この法案では、相続により不動産取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を義務付ける。また、施行前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となり、正当な理由のない申請漏れには、過料の罰則金として10万円以下を徴収するとなっております。

ですが、大半の人が相続はその都度きちんと行われておりますが、長期にわたり相続が滞っている人は、様々な理由により相続ができない状態になっているのが現状だと思いますので、それを義務化になったからとか、罰金を払わなくちゃならないからくらいのことで、急いで相続しなくちゃとなるほど、簡単なことではないと思います。

ですが、この義務化のことだけが相続登記を助長するとは思いませんが、一定の相続に対する認識は出てくるんだと思います。特に、これから相続を迎える世代の人には、相続は義務なんだという認識をしていただければ、これからの未登記の不動産は減少していくのではないかなと私は思います。

施行が来年の4月ですので、テレビやマスコミでも取り上げてくるんだとは思いますが、一定時期を過ぎますと、全然アナウンスされずに忘れ去られてしまいますので、本町でも引き続き、末永い周知のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、2点目はこれで結構ですので、次の3点目をよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）1項目めの3点目、所有者不明土地等の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行による本町の対応について御答弁申し上げます。

法制化された背景、また、概要について申し上げます。

全国的に相続件数の増加、土地利用ニーズの低下と所有者意識の希薄化が進行した結果、所有者が判明しない、又は連絡がつかない所有者不明土地が多数発生しております。開発やインフラ整備の際、所有者探索等に多大な時間、費用、労力を要し、円滑な事業に大きな支障が生じており、また、今後も更なる増加が見込まれることから、利用の円滑化と管理の適正化は喫緊の課題であります。こうした背景の下、平成30年に所有者不明土地法が制定され、その中の一つに地域福利増進事業が創設されました。令和4年に一部改正が行われ、現在に至っております。

次に、地域福利増進事業について申し上げます。

議員御指摘のとおり、地域福利増進事業では、所有者不明土地を利用して使用権を取得して、10年間、一部事業では20年間、土地の使用が可能となるほか、さらに、県承認により使用延長も可能であり、地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備することができる制度です。公園、社会福祉施設、災害関連備蓄倉庫をはじめ、様々な施設の整備が可能となるため、所有者の分からない土地を地域に役立つ土地へと変えることができるものでございます。

事業の流れといたしましては、使用したい土地を探索し、県知事に土地を使用するための申請をいたします。県知事は、申請内容を確認した上で、公告・縦覧を行い、関係者の反対等がなかった場合に補償金額、使用期間を裁定いたします。事業者は、補償金を供託し、使用権を取得した後、事業を実施します。

なお、事業者は、地方公共団体だけでなく、民間企業やNPO、自治会、町内会なども事業を行うことができます。

国では、国土交通省、法務省、財務省、農林水産省が連携して多岐にわたる所有者不明土地の課題解決を図っておりますので、町といたしましても庁内関係各課で連携して、制度による土地の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

3点目は、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

この地域福利増進事業、皆さんのお手元にもお配りしてある、この資料になりますが、こ

の事業は、所有者不明土地の有効利用としての対策になるのかなと考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

地域福利増進事業は、県に申請し許可を得られれば、その土地を10年間、さらには延長も可能となっておりますが、資料にも載っておりますが、避難場所や購買施設などの整備が可能になる制度ですが、先ほど、課長の答弁にもありましたように、地方公共団体だけではなく、民間の企業をはじめ、NPO法人、さらには自治会や町内会など、誰でも事業を行うことができますので、所有者不明の土地に対して有効な手段ではないかと思います。

冒頭でも示しましたように、空き地の草刈りなどを依頼しても、所有者が不明ということで、長期にわたって草刈りがされずに管理されていない土地に対しても、所有者不明の承諾が得られなくても使用できるようになりますので、この事業が生きてくるのではなかろうかと思います。

この制度は、施行からもう既に4年が過ぎておりますので、他の自治体なんかでも事例などもありますので、そういったものを参考にいただき、関係各課には、この制度をぜひ御理解していただき、こういった案件があった時には円滑に運用できるような体制づくり、また、所有者不明土地の課題解消に向けて大きな後押しになると感じておりますので、本町においても、地域福利増進事業の創設を要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この制度につきましては、専門的な知識を習得するための国からの職員の派遣を要請することができるそうですので、そういったものを活用してみてもいいのかなと思っておりますので、御検討のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、3点目は結構ですので、次の4点目についてお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、4点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）1項目めの4点目、相続土地国庫帰属法の取組について御答弁申し上げます。

本年4月27日施行の相続土地国庫帰属制度の概要と対応について申し上げます。

国庫帰属制度とは、相続により土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能にする制度でございます。国庫に帰属された土地は、国が管理・処分を行うことになります。

相続によって土地の所有権を取得した相続人であれば、申請することが可能でございます。制度開始前に土地を相続した方でも申請は可能ですが、売買等によって土地を取得した方や法人は対象となりません。土地が共有地である場合は、共有者全員で申請をする必要があります。

国庫帰属の対象地は、通常の管理又は処分に当たり過大な費用や労力を必要としない土地が対象となります。国庫帰属ができない土地の例として、建物、工作物、車両等がある土地、担保権などの権利が設定されている土地、通路など他人に使用される予定の土地、土壌

汚染や埋設物がある土地、境界が明らかでない土地、危険な崖がある土地などが挙げられます。

手続に係る費用については、審査手数料のほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金は10年分の土地管理費相当額、これを納付する必要があります。負担金の例といたしましては、宅地は原則、面積に関わらず20万円。例外として、宅地のうち、都市計画法の市街化調整区域又は用途地域が指定されている地域内の土地は、面積区分に応じた算定となります。仮に、100平米の場合では54万8,000円でございます。雑種地・原野等のその他の土地は、面積に関わらず20万円でございます。

現時点では、土地所有者からの相談及び法務局からの事務処理に係る照会がございます。

次に、相続の際、土地建物を町へ寄附したいという場合、不動産寄附の受け皿について申し上げます。

総務課に確認したところ、問い合わせはありますが、相続する土地の寄附を受けた事例はございません。

次に、申請窓口は法務局になっているが、審査の段階で地方公共団体に土地の寄附受付や地域での有効活用機会確保と内容について申し上げます。

法務局は、申請者の同意を得た上で、申請土地が所在する財務局や地方公共団体に対し、2週間を期限として寄附受入希望の照会を行います。

町へ寄附受入意向の照会があった場合は、庁内関係各課で協議し、回答することになります。例えば、町で今後進める公共事業予定地内であるなど、寄附される土地が町の計画地と合致する場合は、町は寄附を受けることも想定されます。この場合には、国庫帰属承認申請手続から町が寄附を受ける手続へと変更になります。

法務局が申請者と町とをマッチングする形になり、議員御指摘の地域での有効活用機会が確保されることになります。

町が寄附を受ける意向を示さなければ、本来の国庫帰属制度手続に戻り、一定の手続のもと、土地が国庫に帰属されることになります。

4点目は以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

皆さんに配付しております、もう1枚の、2枚目の資料になりますが、この法律は、今年の4月の27日に施行されたばかりでありますので、本町においては、まだ事例がないと聞いておりますが、今後のこともありますので質問をさせていただきました。

この法案は、簡単に言いますと、相続をした不用な土地を、国にお金を支払って引き取ってもらうということだと思っておりますが、今までの相続は全て相続をするか、また、全て放棄するかのどちらかだったと思うのですが、この法案は、その土地の部分だけですが、不要な分だけ国に帰属ができるということで、一見したところ、すばらしい法案だなと思ったので

すが、その帰属できる土地の要件が大変厳しくなっております。それに加えて、負担金も納付するということで、大分ハードルが高いんだなと感じております。

それでも、今後、この制度を利用したいという人が現れる場合が想定されるのではなかろうかと思っておりますので、国とのしっかりとした連携が重要になってくるのではないかと思います。

また、今までに寄附受入の事例はないということでしたが、なぜお伺いしたかと言いますと、この帰属法、申請窓口が法務局になっておりますので、中には、町に何の相談もなく直接、法務局に申請に行ってしまう。場合によっては、町で有効利用できそうな土地などを帰属してしまっただけではもったいないなと感じたものですからお伺いしました。

ですが、先ほどの課長の説明ですと、法務局が申請受付後に、申請土地が所在する地方公共団体に対して2週間を期限として寄附受入希望の照会を行うということですので、そういう流れでしたら、有効利用ができるかどうかなど、しっかりと精査していただきたいと思っております。

できれば、法務局に申請する前に相談ができる、寄附受けに対する相談窓口などが役所内にあれば、事前に情報収集もできますし、場合によっては、その土地に合ったアドバイスなどもできますので、相談者も役場のほうが、身近に感じて安心して相談ができるのではないかと思いますので、そういったことも、これからは必要なんじゃないかと思いますので、そういう窓口の設置の検討のほうもよろしくお願いいたします。

それから、1点、再質問させていただきますが、本町でどうしても避けられないのが、農地の問題になろうかと思います。

本町の農地の大部分が農振農用地ということで、更にハードルが高くなっているようですので、本町の農地の対応について、産業課長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）1項目め4点目、相続土地国庫帰属法の取組について再質問の本町の農地の対応について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行により、同法に基づく申請、要件審査、承認を経て、申請者が負担金を納付した時点で土地の所有権が国に帰属することとなります。

また、同法第12条第1項において、主に農用地又は森林として利用される土地は、農林水産大臣が管理し、又は処分するとされておりますので、国庫に帰属された農地については農林水産省により管理及び処分されることになります。

令和5年度農林水産省の事業メニュー、国有農地等管理処分事業の中には、相続土地国庫帰属法に基づき国が取得した農地も含まれ、適切な管理、早期の処分などが事業として組み込まれております。

10年分の土地管理費用の相当額の負担金の額が、農振農用地の場合、1反当たり1,000

平米で 112 万 8,000 円と設定されておりますことから、国庫帰属農地を申請される件数がどの程度あるか想定はできませんが、町といたしましては、承認された場合には、国・県と連携しながら国庫帰属農地の処分等の事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2 番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

今、御説明がありましたけど、現在ですね、五霞町の田んぼの価格、今言ったように 1,000 平米、300 坪ですかね。それでも、20 万円でもなかなか売れないと、買い手がいないと言われている中、本町の田んぼは、今、説明がありましたけど、国に農地を帰属する場合、負担金が、農振農用地ということで 1,000 平米当たり、1 反ぼりですかね、これも 112 万 8,000 円も納めなければならないということです。面積の多い方は莫大な負担金になってしまいますので、簡単には帰属ができないのではないかと思います。また、この金額では、する人もいないんじゃないかなと推測されます。

なぜ、この市街化の農地と調整区域の農地が一緒なのかというところも疑問に思うところですが、ここで議論しても仕方ないことですので置いておきますが、しかしながらですね、今後、相続されても売るには売れない、遠方のため管理することも難しいという人が増えてくるのは目に見えております。

そこで、もう 1 点、再質問をさせていただきますが、今後、相続される見込みの農地の対応、また、賃借の場合についても伺いたいします。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）現在、相続される見込みの農地の対応について御答弁申し上げます。

現在、農地の土地所有者、耕作者が死亡した場合については、2 点目で答弁させていただいた「死亡届提出後の諸手続について」の中の「農地を持つ方」を対象者として、農業委員会に来庁していただき手続の対応をさせていただいております。

相続登記後に、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により相続の届出を提出していただきますが、登記が済むまで期間を要することから、その場で耕作者の変更届、こちらについては土地所有者、耕作者が同じ場合ですけれども、その場で耕作者の変更届を提出いただき対応しております。

農地を賃貸借している場合については、利用権設定の期間内であれば、引き続き耕作者に耕作していただき、期間内まで継続しますが、利用権設定を更新する際には、相続が済んでいない場合には相続人の半数以上の同意をもって利用権設定の更新をすることとなります。

また、相続人の方が、自分では耕作できないと相談された場合には、農地貸付相談受付簿を提出していただき、3 か月ごとに実施しております農地利用最適化推進会議の中で、相談された案件について農業委員、農地利用最適化推進委員があっせんの相談を行い、マッチン

グを進め、遊休農地の解消に向けた取組を行っております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

相続されても、現在、耕作中の農地につきましては、賃貸借も含めて、きちんとしたマニュアルがあるということが分かりましたが、今後、相続人が自分で耕作できないという案件が増えてくると思います。また、請負をしている大規模農家さんにおかれましても、これ以上面積を増やすのは限界だという話も聞いております。そうなってきますと、この法案で国に帰属される土地については、農地が一番多くなってくるのではなかろうかと思えます。

本町では、大半が農振農用地ですが、それ以外の農地もありますので、帰属されることも考えておかなければならないと思えます。そうなった時に、帰属された土地について10年分の経費をいただいていますので、国が管理するというふうになっておりますが、国がどうやって管理するのかなと疑問に思うところがあります。恐らく国から県、県から町に委託されるのではないかと思いますので、幾ら管理費をいただいても、町の重荷になっては行く行く大変になりますので、その辺のことは、しっかりと確認をしていただきたいと思えます。

相続土地国庫帰属法、今年の4月に施行されたばかりの法案ですので、今後、いろいろなことが見えてくるかと思えますので、その辺の詳細については、またお聞きしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4点目はこれで結構ですので、最後の5点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、5点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）1項目めの5点目、今後、町としてどのような対策を考えているのかについて御答弁申し上げます。

所有者不明の土地を新たに発生させないための取組についてでございますが、2点目で御答弁申し上げましたとおり、登記義務化の周知を図ることが新たな発生を防ぎ、ひいては所有者不明土地の解消にもつながることから、今後は広報紙やホームページなどでの更なる周知に努めてまいります。

次に、法改正で市町村に所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能になったとあるが、その考えについて申し上げます。

議員御指摘のとおり、令和4年の改正所有者不明土地法により、国土交通省が地方整備局ごとに設置していた土地政策推進連携協議会が、所有者不明土地対策協議会として現場となる市町村まで設置可能となり、推進体制が強化されました。国土交通省地方整備局の連絡協議会では、地方整備局が中心となって、法務局、財務局、農政局、林野庁が横断的に組織して、土地に関する課題解決を進めております。また、所有者不明土地対策計画に地域福利増進事業を位置づけることにより、国の補助が活用できるようになります。町の財政負担を抑えながら事業を展開することができます。

町の現状といたしましては、先に御答弁申し上げましたとおり、連絡のつかない所有者不明土地が9筆5名となっており、町といたしましては、当面は相続登記の義務化と国庫帰属制度の周知に力を入れて新たな発生を防ぐとともに、国・県の支援を受けながら国が省庁間で横断的に課題解決に取り組むのと同様に、庁内関係各課で連携し、制度による土地の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

5点目は、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

この所有者不明土地の対応は、相続も関係しているだけに非常に難しい問題だろうと思います。

近年、政府も所有者不明土地に関係する法案をいろいろと制定、改正をされております。その背景には、所有者不明土地が、2011年に発生した東日本大震災の復旧・復興事業の妨げとなったからであると言われております。多くの人が津波で被災し、新しい住宅地を津波が来ない高台に建てようと、自治体が用地買収、土地の買収をしようとしたのですが、その中に所有者不明の土地が、分からない土地が結構見つかり、明治時代から名義が変わっていないような土地もあり、用地買収にかなり時間がかかってしまい、震災復興が遅れてしまったからと、そういった問題から、できるだけ所有者が分からない土地は減らしていくという国の考えになっております。

政府の対応を見ましても、国交省が中心となり、その他多くの関係各省で連携していることが分かりますので、政府も所有者不明土地を大きな問題として対策していこうということが感じられます。

本日、この所有者不明土地について一般質問させていただきましたが、幸い五霞町には所有者不明土地が余りありませんでしたが、今後、所有者不明土地になるような予備軍的なものは多く存在しているように思われます。さらには、2025年以降は人口の多い団塊の世代で相続が発生すれば、所有者不明土地は更に増加することが見込まれておりますので、担当の窓口は町民税務課だといたしましても、様々な課の連携が必要になってくるのではなかろうかと思っておりますので、今後、事案があった時には即対応ができるような体制づくりをとっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問は終了とさせていただきます。

御答弁いただきました担当課の課長にはありがとうございました。

御清聴ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、2番 小野寺宗一郎君の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番目の質問者である猿橋議員は発言席へ移動を願います。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

◇ 猿 橋 正 男 君

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、1番 猿橋正男君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り答弁をお聞きください。

猿橋正男君。

〔1番 猿橋正男君 登壇〕

○1番（猿橋正男君）こんにちは。1番議員、公明党の猿橋でございます。

本日はお忙しい中、傍聴に御参集いただきました皆様、誠にありがとうございます。

今年の夏は、台風6号・7号による甚大な被害が各地で発生し、先日の13号では、茨城、千葉、福島の3県に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方の御冥福と被災地の早期復旧を御祈念申し上げます。

気象庁では、今年の暑さは歴代の気温と比較して圧倒的に高い、夏全体を見ても異常だった、また、夏の平均気温が統計開始から125年で最も高くなったと見解を示しています。暦の上では秋ですが、まだまだ暑い日が続きます。健康に留意してまいりたいと思います。

今回は、2項目4点の質問をさせていただきます。

1項目めは、带状疱疹を未然に防ぐためにです。

誰もが幸せに暮らすために健康であることは、とても大きな要因であり、健康の延伸と不健康な期間の短縮と予防は極めて重要な課題であります。ただ長生きするだけではなく、生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと、コロナ禍の中で多くの方が願われているのではないのでしょうか。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に、健康に関しては、人口の高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、若者も高齢者も健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努めることや、健康の維持・増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとうたわれています。

そこで、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から3点お伺いいたします。

子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もおられると思います。水ぼうそうは、一

度かかり、治った後も実は、ウイルスは体の中の神経節に生涯隠れています。加齢による免疫力の低下や、過労やストレスが引き金となって再発症することがあります。それが、带状疱疹と呼ばれるものであります。

带状疱疹の原因となるウイルスは、成人の 90%以上の方の体内に潜んでいます。発症率は、50 歳を境に急激に上昇し、60 歳代から 80 歳代でピークを迎えます。80 歳までに約 3 人に 1 人が带状疱疹になると言われています。この 10 年では、20 代～40 代の発症率も増加傾向にあります。

带状疱疹発症の増加原因の一つと考えられているのが、ブースター効果の弱まりです。ブースター効果とは、過去に一度感染して免疫のある方が、繰り返し、そのウイルスに接触することによって免疫が増強されることです。2014 年に、1 歳以上 3 歳未満の子供を対象にした水痘ワクチンの定期接種化によって、水ぼうそうにかかる子供が減り、水痘、带状疱疹ウイルスに再びさらされる機会が減ってしまいました。

既に带状疱疹にかかったことがあるという方もおられるかもしれません。体の左右どちらか一方に最初はびりびり、ちくちくと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って帯状に現れることから、带状疱疹と名付けられました。

神経が損傷されることで、皮膚の症状が治まった後も痛みが残ることがあります。3 か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛と言います。この後遺症は、焼けるような、締め付けるような持続性の痛みや、ずきんずきんとする痛みが特徴です。

带状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になります。数週間ほどで皮膚の症状が治まっても、50 歳以上の方の 2 割に神経の損傷による痛みが続く带状疱疹後神経痛になる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症が生じることもあります。

带状疱疹ワクチンは、厚生労働省により 2016 年 3 月に 50 歳以上の者に対する带状疱疹の予防として、効果、効能が追加承認されました。2016 年からある水痘生ワクチンに加えて、2020 年に不活化ワクチンの使用が開始されました。

不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長時間持続します。また、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できるという点が優れています。

带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。

そこで、1 点目、带状疱疹の効果をどのように考えているのか。

2 点目、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進がなされているかをお伺いいたします。

先も述べましたが、带状疱疹の発症率は、50 歳を境に急激に上昇し、60 歳代～80 歳代でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることは、とても大切なことであります。また、高齢になってからの強い痛みは、とても苦痛だと思います。

带状疱疹ワクチンの接種にかかる費用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンでは、1回2万2,000円程度と高額で、しかも、2回接種しなければなりません。本年8月1日現在で、国内の272の自治体で接種費用に対し何らかの助成が行われています。茨城県内では、石岡市、小美玉市、筑西市、美浦村が一部助成を開始しており、美浦村においては、50歳以上の方に対し、生ワクチンで4,000円、不活化ワクチンで1万円掛ける2回の助成をしています。

そこで、3点目です。

本町においても、町民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種の助成をすべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

2項目めは、視覚障害者のための音声コードについてです。

障害のある方全てが、障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。

ところが、今でも障害のある方にとっては、情報の取得や利用に多くの苦労があります。

内閣府のホームページにも以下のように記載されています。

「視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文章読上装置を使って音声化する方法があります。」と。

事実、視覚障害のある方は、自宅に届く郵便物などは、補助ボランティアに代読をしてもらうか、文字をコード情報に変換して読上装置やアプリで聞いています。視覚障害の手帳を持っている人のうち、点字が読める人は、僅か1割。他の疾病や高齢化などで文字が読みづらい人は160万人との報告もあります。

音声コードとは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える2次元のバーコードです。この中に、文字情報を記憶できます。印刷物に音声コードが付いている場合、紙媒体の端に「切り欠き」と呼ばれる半円の穴が付いているため、視覚障害のある方は、そこを指で触れれば、音声コードの場所が分かります。

例えば、代表的な例として世田谷区の選挙の投票所入場券の封書があります。音声コードが付いているため、誤って捨ててしまうことがありません。もう一例、最近の重要な例では、ワクチン接種券も同様です。

そして、音声コード作成のソフトが、日本視覚障がい情報普及支援協会から自治体に無償貸与されています。このコードをスマートフォンの専用アプリで読み取り、音声で聞くことができます。

そこで、町から送られる公的な通知文書や広報などの印刷物、また、年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには、音声コードの記載が必要です。障害のある全ての方が、障害の有無によって隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけですから、我が町から町民に送付

される公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めるべきだと思います。所見をお伺いいたします。

質問の趣旨を述べさせていただきました。

発言席に移動させていただきます。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め1点目から3点目までの質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）それでは、猿橋議員の御質問に関しまして、1項目の1点目から3点目までを一括して御答弁申し上げます。

議員御指摘のように、生涯を通じて元気で充実した生活を送れること、いわゆるクオリティ・オブ・ライフの概念は、これからの人生を送る上で非常に重要なことであると認識しております。

そのためにも、今回御質問をいただきました带状疱疹も町民の皆様の健康を守る上で対応していかなければならない事項であると認識しております。

また、予防接種の目的は、感染のおそれのある疾病に対する発症や重症化予防、人から人への感染防止などが挙げられます。感染症の対策上、疾病に対しての有効性や効果が検証され、その重要性が高いと考えられる予防接種については、予防接種法に基づき積極的な接種を勧めております。

1点目の带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているかでございますが、带状疱疹は、多くの方が子供の頃に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で、加齢や疲れ、ストレスなどでウイルスに対する免疫が低下することで発症いたします。带状疱疹ワクチンを発症前に接種することで、带状疱疹にかかりにくくなることのほか、带状疱疹にかかった場合も重症化の予防、また、带状疱疹後神経痛になりにくくなるなどの効果もあると報告されており、ワクチンとしての一定の有効性については認識しております。

続きまして、2点目、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はされているかでございますが、带状疱疹ワクチン接種は、現在は希望者に各自で個人負担によって受けていただく任意接種に位置づけられております。予防接種法に基づいて町が実施する定期接種ではなかったことから、町ではこれまで積極的な周知は行っておりませんでした。ただ、带状疱疹の発症要因とされます過労やストレスなどの要因を取り除くためには、生活の改善、適度な運動など、規則正しい生活習慣を身に付けることが重要となりますので、こういった点は、町民の皆様へ広報などで周知を行ってまいります。

最後に、3点目の带状疱疹ワクチンの接種の助成に対する件でございますが、町はこれまで任意接種に対する助成は、子供の季節性インフルエンザなど感染症の拡大を防止することを目的に対象者を設けて行ってまいりました。しかしながら、带状疱疹ワクチンの接種費用は、議員の御指摘のとおり高額であること、また、国においても定期接種に向けた議論が

行われていることから、一自治体の問題ではなく、国において制度化してほしいと考えております。

こうしたことから、県に対しまして、ほかの市町村と歩調を合わせ、带状疱疹ワクチン接種に係る助成制度の創設を要望していくとともに、県とともに国に対し、予防接種法に基づく定期接種化を働きかけてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

平成8年に厚生労働省が带状疱疹ワクチンは、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防に効果、効能があると承認し、町としても一定の有効性を認識しているのであれば、带状疱疹に対してワクチン接種が有効であると、町民への周知をすべきだと思います。

ワクチン接種に対し、公明党といたしましても、自治体によって公費助成導入の状況が異なり、格差が生じている状況を踏まえ、国に対して带状疱疹ワクチンの定期接種化をしてほしいとの要望を提出しています。厚生労働副大臣からは、定期接種化を検討する審議会において議論を前に進めるとの回答を得ています。しかし、現実はまだ先になると思われます。

現状、ワクチン接種を受けたくても、高額なので受けるということができないという方がおられます。带状疱疹を未然に防ごうと思う方のためにも、町として助成を考えていただければと思います。

日本における65歳以上の带状疱疹治療にかかる医療費は、年間約260億円と言われています。1人当たりの直接医療費は、約6万2,000円になります。带状疱疹後神経痛が存在する場合は、約12万7,000円にもなります。ワクチンの接種は、医療費の削減にもつながります。

また、带状疱疹による合併症、後遺症があります。皮膚病変からの細菌により二次感染、様々な急性合併症、さらに、長期に持続する带状疱疹後神経痛、発症部位によって特徴的な合併症も生じます。例えば、角膜炎、急性網膜壊死、脳血管炎、脳梗塞、視覚障害、運動神経炎、横断性脊髄炎などです。このような病気の発症が心配される带状疱疹です。町民が元気で充実した生活を送るために、健康を守るために町でのワクチン接種費用の助成については、再検討をお願いします。

それでは、次の項目をお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目めの質問に対し、健康福祉課長より答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）それでは、2項目めの1点目、音声コードの利用促進について御答弁を申し上げます。

議員御案内のとおり、令和4年5月25日、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。

この法律は、全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会の構築を実現するために制定されたものです。

基本理念を定めた第3条では、1点目として、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする。

2点目として、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする。

3点目として、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。

4点目として、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う、といった4項目を定めており、国及び地方公共団体においては、この基本理念にのっとり施策を策定し、及び実施する責務を有するとされております。

そのような中において、議員御質問の音声コードに関しましては、基本理念にあるとおり、全ての障害者が等しく情報を取得する上で極めて重要であり、町としましても、その必要性に関しては十分に認識しているところでございます。

音声コードを作成するにあたっては、特定非営利活動法人 日本視覚障がい情報普及支援協会から音声コード作成ソフトが提供されており、国及び地方公共団体においては無償で利用することが可能となっております。

一方、音声コードを読み取るには、視覚障害者向けのスマートフォンアプリ「ユニボイス ブラインド」が必要です。事前にスマートフォンなどにインストールしたこのアプリを使用し、文書等に貼り付けられた音声コードを読み取ることで、文字情報を音声に変換することが可能です。

今後、本町においてもこの協会が提供している音声コード作成ソフトを早急に取り得しまして、庁内各課と調整しつつ、活用に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

音声コード作成ソフトを取得いたしまして各課と調整し、活用に向けて検討していくとの答弁をいただきまして誠にありがとうございます。

音声コードが付いていることで、疾病や高齢化などで文字の読みづらい方、視覚障害のある方が必要な情報を取得し、利用することができるようになります。どうか各課の皆様、音声コードの利用促進をよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問は終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及び明日9月13日の2日間と決定しておりましたが、一般質問が全て終わりましたので、明日13日を休会とし、議案調査日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、9月13日を休会とすることに決定しました。

次回の本会議は9月14日の最終日となります。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時30分

